

事 務 連 絡

平成 2 9 年 9 月 1 日

各地方運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課担当官	}	殿
北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課担当官		
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課担当官		
九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課担当官		
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課担当官		

国土交通省海事局船員政策課企画係長

事業状況報告書における漁船マルシップの取扱いについて

船員法第 1 1 1 条に基づく事業状況報告の取扱いに関し、漁船マルシップに係る外国人船員を雇用する外国法人については、下記のとおり取り扱うこととしますのでよろしくお取りはからい願います。

記

1. 外国法人に対する指導は、当該外国法人の国内代理店又は当該マルシップのオリジナルオーナー等を通じて行うこと
2. 事業状況報告書の提出は、当該マルシップのオリジナルオーナーの所在地を管轄する地方運輸局長に対して行うこと

なお、平成 1 1 年 1 0 月 8 日付け事務連絡「事業状況報告書における漁船マルシップの取扱いについて」(海上技術安全局船員部労働基準課管理係長)については廃止する。

以上